

国税庁 インボイス制度の特設サイト開設

登録申請 受付開始まであと1年



2020/11

国税庁は先月10月、「インボイス制度特設サイト」を開設しました。

同サイトでは、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について、「インボイス制度の概要」、「Q&A」、「通達」、「動画」、「質問・相談（軽減コールセンター）」、「申請手続」という6つの項目で情報を掲載しています。

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書 (現行) > ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年●月分	
●月▲日 割りばし	550円
●月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

< インボイス > 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T.1234...)
●年●月分	
●月▲日 割りばし	550円
●月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

※国税庁 HP/パンフレットより転載

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

また、買手も同様、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

なお、適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

ただし、登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日以降となるので注意が必要です。

インボイス制度の概要は、「動画」（Web-TAX-TV）でも分かりやすく解説しています。同サイトでは、インボイス制度に関する最新情報を随時掲載していく予定ということです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

インボイス制度 国税庁

検索